

「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の概要

○ 2008年5月28日公表

○ ストラクチャード・ファイナンス市場における格付機関の役割に関する分析を行うとともに、「信用格付機関の基本行動規範」について所要の改訂（下記(1)~(4)）。

→ 基本行動規範については、信用格付機関が自主的に自らの行動規範として採用（遵守）するか、それができない場合には、その理由を説明・開示することが要請されている。

(1) 格付プロセスの品質と公正性

- ・ ストラクチャード・ファイナンス商品の格付の見直し手続の客観性の確保
- ・ 信用格付機関内に格付手法・モデル見直しのための厳格かつ正式な（規模に応じて独立の）機能を設置
- ・ 格付に用いる情報の質の確保のための合理的措置の採用
- ・ 格付委員会の構成員に十分な知識と経験を要求
- ・ 新規商品への格付のあり方をレビューする機関の設置
- ・ 原資産のリスク特性が変化した場合の格付手法・モデルの見直し
- ・ ストラクチャード・ファイナンス商品に関する助言の同時提供禁止
- ・ 格付のモニタリング及び見直しに対する適切な資源配分

(2) 信用格付機関の独立性と利益相反の回避

- ・ 顧客企業等に転職したアナリストが関与した過去の格付実績の検証
- ・ アナリストの給与方針の適正性の確保
- ・ 大口顧客（信用格付機関の年間収益の10%超）の開示
- ・ 「格付ショッピング*」を防ぐため、ストラクチャード・ファイナンスの関連情報の開示を発行者やオリジネーターに奨励する一般的な努力義務を規定
- ・ 各信用格付機関における付随業務の内容の開示

(3) 信用格付機関の一般投資家と発行体に対する責任

- ・ 格付の意義及び限界に関する投資家の理解促進
- ・ 格付実績に関する情報の公表
- ・ ストラクチャード・ファイナンス商品の格付における損失分析・キャッシュフロー分析及び前提条件の格付変更に対する影響度の分析の開示
- ・ ストラクチャード・ファイナンス商品の格付を、（可能なら異なる格付符号を用いて）通常の社債の格付と区別。
- ・ 格付に用いた主要な格付手法及びそのバージョンの開示

(4) 行動規範の開示と市場参加者への情報提供

- ・ 各信用格付機関の行動規範、格付手法の説明、過去の実績データについてホームページのトップに各々へのリンクを掲載

*格付ショッピング：ストラクチャードファイナンス商品の発行者が、裏付資産のリスクの程度に関わらず、自らが望む格付を得るため、格付機関を選別すること